

液化石油ガス法の基礎シリーズ

—液化石油ガス法の制定経緯と法令改正等の沿革—(第19回) (完)

一昨年実施いたしました「高圧ガス誌」の読者アンケートにおける今後取り上げて欲しいテーマでは、「高圧ガス保安法の基礎」、「液化石油ガス法の基礎」が上位でありました。加えてアンケートの自由記載欄でも法令に関するテーマの要望が多かったので、2017年6月号(Vol. 54 No. 6)より液化石油ガス法の基礎に関する連載をしています。

第19回目となる12月号では、「液化石油ガス法令の歩み」(年譜2)として、17回にわたって液化石油ガス法の制定経緯と法令改正等の沿革を述べてきた著者、当協会 山川雅美氏がこれまで作成し説明をしてきた液化石油ガス法令の歴史資料を年譜に代えて用意いたしました。第1部から第4部に分けそれぞれの時代背景を述べています。資料中、これまで本文で詳細な説明を加えてある事項については、(※と番号)を付してその説明文が掲載されている高圧ガス誌の号とページ数を末尾に紹介していますので、必要に応じ本文を参照していただきたいと思います。

液化石油ガス法の基礎シリーズの掲載号

- 第1回～第3回 液化石油ガス法の誕生まで(1)～(3) 高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.54 No.6～No.8
- 第4回 液化石油ガス法の制定理由と規制内容 高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.54 No.9
- 第5回 簡易ガス事業の法制化とLPガスタンクローリ事故防止委員会発足 高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.54 No.10
- 第6回 液化石油ガス法の運用開始は手探りで 高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.54 No.11
- 第7回 LPガス消費者保安啓発活動の事業展開と安全器具の普及 高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.54 No.12
- 第8回 液化石油ガス設備士制度、認定調査機関制度の創設等 高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.55 No.1
- 第9回 一酸化炭素中毒等事故の多発と特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律の制定及び液化石油ガス法施行規則の給排気関係基準の強化 高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.55 No.2
- 第10回 地下街等の保安対策の策定等(静岡駅前ビル地下街のガス爆発事故を受けて)
高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.55 No.3
- 第11回 ヤマハレクレーション㈱「つま恋」内レストランでガス爆発事故発生等→料理飲食店等に対する末端閉止弁等に対する保安規制の強化等 高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.55 No.4
- 第12回 LPガスバルク供給システムの歩み(その1) 関係業界の取組み 高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.55 No.5
- 第13回 LPガスバルク供給システムの歩み(その2) LPガスバルク供給システム法制化に向けての動き
高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.55 No.6
- 第14回～第15回 保安の高度化に伴う販売事業の許可制から登録制への移行、保安業務の新設等に係る液化石油ガス法改正の内容(1)～(2)
高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.55 No.7～No.8
- 第16回 LPガス保安指導委員・保安専門技術者による販売事業者等への保安指導事業の展開
高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.55 No.9
- 第17回 高圧ガス保安協会液化石油ガス研究所によるLPガスの保安に係る研究開発事業の実施
高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.55 No.10
- 第18回 液化石油ガス法令の歩み(年譜1) 高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.55 No.11

液化石油ガス法令の歩み（年譜 2）

高圧ガス保安協会

山川 雅美

32

平成時代

第4部

8. 3. 31 液化石油ガス法改正（LPガス販売事業の許可制を登録制に改正。保安機関制度の創設、液化石油ガス販売事業者の認定制度、バルク供給に関する規定の新設等）（9. 4. 1施行）（*13）（*14）（*15）

8. 4. 3 液化石油ガス法施行令改正（液化石油ガス器具等の指定品目の改正等）（第一種器具等から第二種器具等への移行、消費量の表記変更等）（8. 5. 1施行）

8 事故件数
⇒ 101

8. 12. 30 沖縄県糸満市共同住宅で排気筒の不備に起因するCO中毒事故発生。死者5名（*9）

9. 3. 10 H8年の改正液化石油ガス法を具体化するための施行規則改正（供給設備にマイコンメータ（S型）等安全機能付の機器設置の義務化、認定販売事業者に対し、集中監視、保安確保機器の期限管理の義務付け等）（9. 4. 1施行）（*7）（*17）

9. 9 「高圧ガス及び火薬類保安審議会液化石油ガス部会保安高度化分科会」が設置され、CO中毒事故防止総合保安対策を決定した。

9. 10 燃焼器具の一斉点検事業を開始（～平成11年9月30日）

9 事故件数
⇒ 68
（*7）

液化石油ガス法施行以来、最少事故件数となる。

33

平成時代

10. 2長野オリンピック開催

10. 5 「高圧ガス及び火薬類保安審議会液化石油ガス部会第2回保安高度化分科会」が開催され、埋設管事故防止対策及びガス漏えい防止及び漏えい拡大防止対策を決定。

10 事故件数
⇒ 75

10. 11. 23～28
容器置場の立体構造化実験実施
（日本LPガス団体協議会）

11. 3. 26 液化石油ガス法施行令改正（液化石油ガス器具等の指定品目の改正）（11. 3. 31施行）

11. 8. 6 液化石油ガス法改正（基準・認証制度見直しに伴う改正）（12. 7. 1施行）

11. 9. 30 液化石油ガス法施行規則改正（性能規定化、バルク容器を制度化）（12. 1. 1施行）

11 事故件数
⇒ 79

11. 9 東海村
JCO臨界事故発生

高圧法液化石油ガス容器置場の二階建て規定は12. 3. 31追加・改正、同4. 1施行

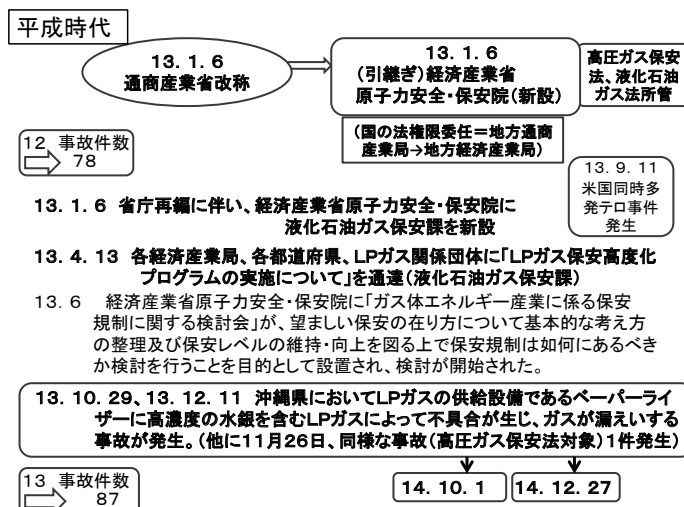
12. 5 燃焼器具交換促進事業及び埋設管点検事業を開始（～12）

12. 9. 26 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令改正（基準・認証制度の見直しに伴う改正）

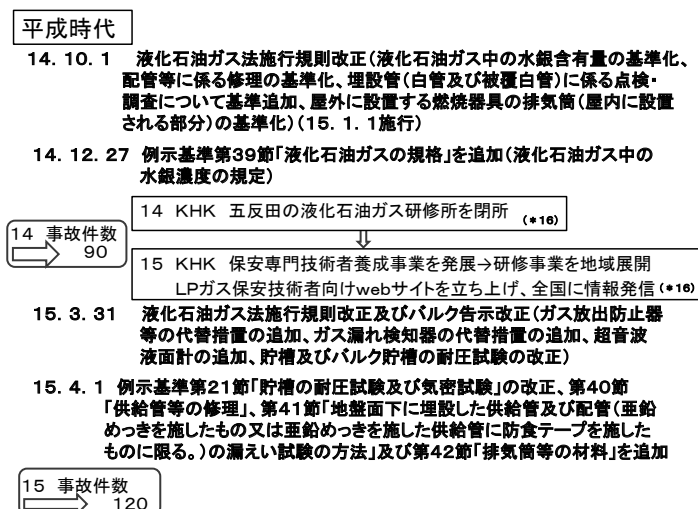
12. 12. 20 「高圧ガス及び火薬類保安審議会液化石油ガス部会」が開催され、保安高度化プログラムを決定。

12. 12. 26 液化石油ガス法施行規則関係基準が廃止され、これに代わって液化石油ガス法施行規則の例示基準が制定された。

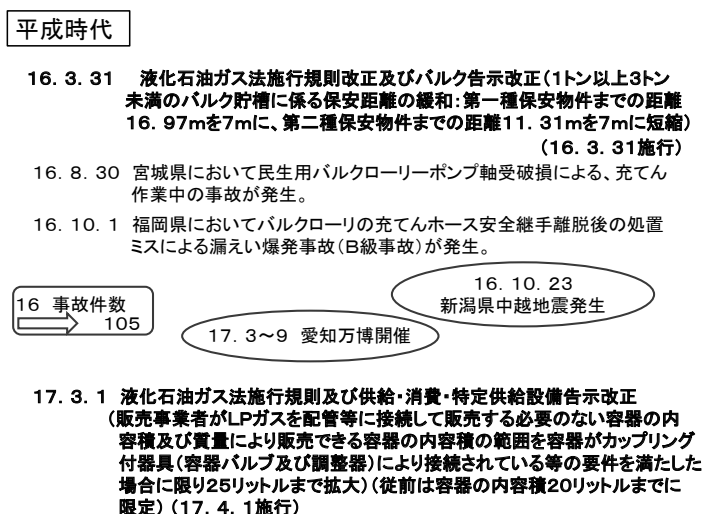
34



35



36



37

平成時代

17. 4. 1 国の法権限委任先の変更＝地方
経済産業局→地方産業保安監督部

17. 4. 1 例示基準第3節「不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量な屋根又は
遮へい板」の改正(石綿スレートに代えて繊維強化セメント板を追加)、
第15節「充てん容器等の腐食防止措置」の改正(アルミニウム合金製容器
について腐食防止のための塗装を不要とした)、第28節「供給管等の適切な
材料及び使用制限、腐食及び損傷を防止する措置」の改正(配管用フレキ管
及びポリエチレン管の施工を行う者を具体的に追加)、第29節「供給管又は
配管等の気密試験方法及び漏えい試験の方法」の改正(集中監視システム
設置時の漏えい検査の方法を追加、漏えい・気密試験の測定時間及び温度
変化補正等に係る事項を追加、電気式ダイヤフラム式圧力計の比較試験周
期改正、自記圧力計に電気式ダイヤフラム式自記圧力計を追加及び比較試
験の基準となる圧力測定器に選択性を追加)、第30節「調整器の調整圧力
及び閉そく圧力並びに燃焼器の入口における液化石油ガスの圧力の確認
方法」の改正(自己圧力計に電気式ダイヤフラム式自記圧力計を追加及び
集中監視システム設置時の圧力検査の方法を追加)

17 事故件数
105

17. 4. 25
JR福知山線脱線転覆事故発生
死者107名、負傷者562名

38

平成時代

18. 5. 18 岐阜県においてバルク貯槽の安全弁
交換時にガスが漏えいする事故が発生

18. 12. 29 沖縄県においてバルク貯槽の安全弁
交換時にガスが漏えいする事故が発生

18. 8. 28 パロマ工業㈱製ガス瞬間湯沸器によるCO中毒事故への対応を踏まえて
、経済産業省が製品安全対策に係る総点検結果をとりまとめ、公表した。

→ 18. 12. 22 液化石油ガス法施行規則改正
→ 保安業務の定期消費設備調査について、消費設備の使用による
災害が発生するおそれがあると認める場合の調査について追加。
消費設備の技術上の基準について、燃焼器の排気筒に関する技術上
の基準を変更、強制排気式の燃焼器の排気の排出について追加。
保安機関が帳簿に記載すべき内容について、燃焼器の情報を追加。
(19. 4. 1施行)

→ 18. 12. 22 特定ガス消費機器法施行規則改正
→ 軽微な工事の内容を変更(安全装置の機能の変更を伴わない
ものを軽微な変更とする)
(19. 4. 1施行)

39

平成時代

18. 12. 27 高圧ガス保安法液化石油ガス保安規則第93条の2、第96条(事故届)
(特定消費設備に係る事故に限る。)並びに液化石油ガス法施行規則
第131条(帳簿)第2項の運用について通達(原子力安全・保安院)
(19. 1. 1(一部19. 4. 1)以降適用)

18 事故件数
219

(パロマ事故関連の措置)

19. 2. 23 ガス機器等の燃焼機器による一酸化炭素中毒事故等の防止強化策を
とりまとめ(経済産業省)

19. 3. 13 過去21年分のガス消費機器に関する事故報告の概要(製品名、型式、
製造事業者名を含む。)を公表

19. 3. 13 液化石油ガス法施行規則に基づき強制排気式の燃焼器を定める告示の
制定(規則第44条第1号ムに規定する強制排気式の燃焼器を4社、37機種
について指定。19. 4. 1施行)

19. 3. 13 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則に基づき
安全装置を定める告示の制定(点火不良、立ち消え時等にバーナーへの
ガス通路を閉ざす装置等を安全装置として規定。19. 4. 1施行)

19. 3. 13 「強制排気式の燃焼器に係る具体的な調査方法について」通達
(原子力安全・保安院長名)

40

平成時代

19. 6. 29 液化石油ガス法施行規則改正(保安業務の周知について、供給開始時及び1年に1回以上の回数で周知を行うべき燃焼器の内容を変更。19. 7. 1施行)

19. 7. 16
新潟県中越沖
地震発生

19. 9. 18 富山県の山小屋においてCF式ふろがまの排気筒が屋外に出ておらず、換気不足による不完全燃焼によりCO中毒事故が発生

19. 10. 23 東京都において質量販売の消費者宅で漏えい爆発事故が発生



19. 10. 31 「液化石油ガスの保安の確保のための事業者に対する調査の実施等について」通達(原子力安全・保安院長名)
質量販売の状況調査の実施を指示

19 事故件数
239

19～
世界金融危機(リーマン
ショック・世界同時不況)

41

平成時代

20. 4. 10 液化石油ガスの質量販売の実態調査結果及び対応について(要請)を
発出(原子力安全・保安院)

20. 5. 30 認定販売事業者告示改正(ガスメーターの機能に関する基準の変更)
(ガスメーターの使用最大流量「3m³/時」→「4m³/時」等)
(20. 5. 30施行)

20. 5. 30 供給・消費・特定供給設備告示改正(ガスメーターの機能に
関する基準の変更、また大口径の低圧ホースに係る継手部分の
構造及び接続具の構造についての基準を追加)(20. 5. 30施行)

20. 8. 1 液化石油ガス法施行令改正(別表第1において規定され
ている液化石油ガス器具等に一般ガスこんろを追加)
(20. 10. 1施行)

20. 8. 8 液化石油ガス器具等の技術上の基準に関する省令改正
(一般ガスこんろの技術上の基準等を追加)
(20. 10. 1施行)

20. 7
スマート
フォン普
及開始

20 事故件数
234

42

平成時代

21. 1. 26 鹿児島県の高等学校において、
CF式ボイラーと換気扇を同時使用
したことが原因と推定されるCO中毒
事故が発生。(B級、軽傷者18名)

21. 2. 27 原子力安全・保安院は、業務用施設におけるCF式
ボイラー使用時におけるCO中毒事故防止のため、文部科学
省、各都道府県及び関係業界に対し、所要の対応を要請

21. 5 裁判員
制度施行

21. 6. 2 山口県の宿泊施設においてボイラーの不完全燃焼及び煙突(排気筒)
の先端が壁によりふさがれていたことが原因と推定されるCO中毒事故
が発生。(B級、死者1名、軽傷者21名)

⇒21. 7. 29 原子力安全・保安院は、厚生労働省に対し、ホテル、旅館に対する
簡易ボイラー等使用時のCO中毒事故防止に関する緊急調査の実施の
周知及び注意喚起について要請。また簡易ボイラー等のメーカー並びに
液化石油ガス販売事業者、ガス事業者に対し、ホテル、旅館に対して、
緊急調査の周知及び注意喚起の実施と調査に係る協力を要請。

21. 10. 15 経済産業省は、簡易ボイラー等のメーカー並びに液化石油ガス販売
事業者、ガス事業者に対して、ホテル、旅館に対する簡易ボイラー等
使用時の一酸化炭素中毒事故防止に関する注意喚起並びに協力に
ついて要請

43

平成時代

21. 6. 2 山口県のCO中毒事故

21. 11. 16 原子力安全・保安院は厚生労働省及び国土交通省観光庁に対して、ホテル、旅館等の施設におけるボイラーの一酸化炭素中毒事故の防止に関する注意喚起についての事業者団体への要請について協力依頼

21 事故件数
185

22. 2. 12 原子力安全・保安院は、業務用施設における一酸化炭素中毒事故防止のため、文部科学省、農林水産省及び国土交通省に対し、業務用厨房作業注意マニュアルの周知を要請

22. 4 原子力安全・保安院において、業務用施設等における一酸化炭素中毒事故防止のため、関係省庁間で情報を共有することを目的として、「業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故連絡会議」が開催された。

22 事故件数
204

22. 6 小惑星探査機
「はやぶさ」帰還

44

平成時代

23. 1. 2 長崎県の旅館宴会場において、隣接するボイラー室に設置された温水ボイラーのバーナー交換時の調整不良のために発生した一酸化炭素が流入したことが原因と推定される一酸化炭素中毒事故が発生。
(B級、軽症者10名)

23. 3. 11
東日本大震災発生

→ (24. 4. 1耐震
設計基準(告示
改正へ)

高圧ガス容器23万本以上流出

千葉県のコンビニート事業所における
LPガス貯槽群爆発火災事故発生

福島第一原
発事故発生

23. 6. 3 原子力安全・保安院は、食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故防止のため、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び関係業界に対し、所要の対応を要請

23. 6. 15 共同住宅に設置されたバルク貯槽の安全弁の交換作業を行っていたところ、安全弁の連結式安全弁の開閉着が原因と思われるガス漏えい火災事故が発生(C級、重傷者1名、軽傷者3名)

23. 11. 4 原子力安全・保安院は、東日本大震災の被災地における冬期の事故防止のため、LPガス販売事業者に対し、所要の対応を要請

23 事故件数
227

45

平成時代

23. 7

テレビ放送が地上
デジタル放送となる。

24. 2. 21 岐阜県の交流施設において、めんゆで器の排気口を鍋で塞いだため排気不良となったことが原因と推定される一酸化炭素中毒事故が発生。
(B級、重症者1名、軽症者21名)

24. 3. 29 経済産業省は、「東日本大震災を踏まえた今後の液化石油ガス保安の在り方について～真に災害に強いLPガスの確立に向けて～」の報告書を公表

24. 5東京スカイツリー開業

24. 6. 4 原子力安全・保安院名で「山小屋等に係る液化石油ガス法施行規則第17条の規定に基づく特則承認に関する審査等について(内規)」を制定
(24. 6. 4施行)

24. 7. 30 原子力安全・保安院は、住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故防止のため、国土交通省に対し、所要の対応を要請

24. 8. 2 原子力安全・保安院は、関係省庁を集め、業務用厨房等における一酸化炭素中毒事故連絡会議を開催し、事故の状況、普及啓発活動、実態調査結果等について報告

24. 8. 24 原子力安全・保安院は、食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故防止のため、関係省庁及び関係業界に対し、所要の対応を要請

46

平成時代

**24. 9. 19 中央における高圧ガス保安監督行政庁の変更
経済産業省原子力安全・保安院 → 経済産業省商務流通保安グループ
(保安課 高圧ガス保安室、ガス安全室)**

↑ (旧液化石油ガス保安課と旧ガス安全課)

24. 12. 18 経済産業省は、建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について、厚生労働省、国土交通省及び液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請

24 事故件数
→ 260

25. 1. 24 経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、調整器の故障に係る事故を契機に実施した、調整器の期限管理に関する聞き取り調査の結果を公表。
また、業務用厨房におけるめんゆで器の不適切使用に係る事故を契機に実施した、業務用厨房実態調査の結果及び各主体に推奨する取組等を公表。

47

平成時代

25. 3. 29 経済産業省は、「保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について」を制定。(25. 3. 29施行)

25. 6 富士山が世界
文化遺産に登録

25. 6. 5 経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、中央防災会議会長から、梅雨期及び台風期における防災態勢の強化についての指導要請を受け、都道府県及び液化石油ガス関係業界に対し、警戒体制の充実、被害が発生した場合の復旧対策に万全を期すよう要請。

25. 7. 19 経済産業省商務流通保安グループは、食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止のため、関係省庁及び関係業界に対し、所要の対応を要請。

25. 9
2020オリンピック・パラ
リンピックの東京開
催が決定

25. 12. 5 経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、建設工事等におけるガス管損傷事故の防止のため、厚生労働省、国土交通省及び液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。

48

平成時代

25. 12. 4
和食がユネスコ無形文
化遺産に登録

25. 12. 5 経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止のため、国土交通省及び液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。

25. 12. 25 経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、中央防災会議会長から、降積雪期における防災態勢の強化等についての指導要請を受け、都道府県及び液化石油ガス関係業界に対し、積雪状況の把握に努め、事故が発生した場合には、迅速な復旧対策に万全を期すよう要請。

25 事故件数
→ 210

**26. 6. 4 経済産業省は、液化石油ガス法施行規則に基づき、バルク貯槽等の告示検査の合理化及び効率化のための関係省令及び告示を改正。
(26. 9. 1施行)**

26. 7. 7 経済産業省商務流通保安グループは、食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止のため、関係省庁及び関係業界に対し、所要の対応を要請。

49

平成時代

26. 7. 29 山梨県の山小屋(富士山八合目)において、屋外式ふろがまを屋内に設置し使用したため、不完全燃焼となったことが原因と推定される一酸化炭素中毒事故が発生した。(B級、死者1名)

26. 8. 7 経済産業省商務流通保安グループは、山小屋における一酸化炭素中毒事故の防止のため、液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。

26. 9. 27

御嶽山噴火(死者58名、
行方不明者5名)

26. 10. 22 経済産業省は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政令の運用及び解釈について(通達)」を制定(いったん廃止し同日付で再制定)。

26. 11. 19 経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、建設工事等におけるガス管損傷事故の防止のため、厚生労働省、国土交通省及び液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。

50

平成時代

26. 12. 22 経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、中央防災会議会長から、降積雪期における防災態勢の強化等についての指導要請を受け、都道府県及び液化石油ガス関係業界に対し、積雪状況の把握に努め、事故が発生した場合には、迅速な復旧対策に万全を期すよう要請。

26 事故件数

187

27. 2. 19 千葉県の公共施設において、換気扇を作動させなかったため換気不良となったことが原因と推定される一酸化炭素中毒事故が発生した。(B級、軽症者7名)

27. 3. 14

北陸新幹線(東京～金沢間)

延伸開業

27. 5. 29 福岡県の飲食店(仮設コンテナ)において、容器交換時に高圧ホースを未接続のまま容器バルブを開いたことが原因と推定されるガス漏えい爆発・火災事故が発生した。(B級、軽傷者7名)

51

平成時代

27. 6. 26 経済産業省商務流通保安グループは、食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止のため、関係省庁及び関係業界に対し、所要の対応を要請。

27. 11. 7 富山県の宅地において、掘削作業中に埋設供給管を損傷させ、応急措置を行うため掘削穴に入ったことが原因とされる酸素欠乏事故が発生した。(B級、死者1名)

27. 11. 30 経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、中央防災会議会長から、降積雪期における防災態勢の強化等についての指導要請を受け、都道府県及び液化石油ガス関係業界に対し、積雪状況の把握に努め、事故が発生した場合には、迅速な復旧対策に万全を期すよう要請。

27 事故件数

179

28. 1. 7 経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、建設工事等におけるガス管損傷事故の防止のため、厚生労働省、国土交通省及び液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。

52

平成時代

28. 1. 7 経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止のため、国土交通省及び液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。

28. 3. 22 液化石油ガス法施行規則改正(認定液化石油ガス販売事業者制度の見直し)
 液化石油ガス販売事業者の認定を第1号認定と第2号認定に区分し、かつ、第1号認定のインセンティブを拡大する等の改正。(28. 4. 1施行) (※14)

28. 3. 26

北海道新幹線(新青森～
新函館北斗間)開業

28. 6. 23 液化石油ガス法施行規則改正(供給設備の点検の方法、消費設備の調査の方法、周知の方法の改正)
 点検、調査又は周知を、所定の期間を経過した日(「基準日」という。)前4月以内の期間に行った場合は、基準日においてそれら行為を行ったものとみなす旨の改正。(29. 4. 1施行)

28. 7. 19 経済産業省商務流通保安グループは、食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止のため、関係省庁及び関係業界に対し、所要の対応を要請。

53

平成時代

28. 7. 22 経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、液化石油ガス販売事業者関係団体に対して、LPガス供給設備の簡易型集合装置における不具合発生の可能性についての注意喚起を実施。

28. 8. 4 宮崎県の高等学校において業務用ガスオープンを使用中に、給気不足による燃焼不良及び室内が負圧になったことによる排気の逆流が原因の一つと推定されるCO中毒事故が発生した。(B級、軽症者15名)

28. 10. 26

国勢調査で初めて
日本の人口が減少

28 事故件数
→ 139

29. 1. 31 経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、建設工事等におけるガス管損傷事故の防止のため、厚生労働省、国土交通省及び液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。

29. 1. 31 経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止のため、国土交通省及び液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。

54

平成時代

29. 2. 22 液化石油ガス法施行規則改正(販売の方法の基準、書面の記載事項の改正及び液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針の制定)
 (29. 6. 1施行)

29. 3. 31 液化石油ガス法施行規則改正(供給設備の技術上の基準、供給設備の点検の方法、消費設備の調査の方法、消費設備の技術上の基準、バルク供給に係る特定供給設備の技術上の基準、軽微な変更の改正)
 (29・4・1施行)

29. 3. 31 供給・消費・特定供給設備告示改正(末端ガス栓と燃焼器との接続方法のうち、両端に迅速継手の付いた低圧ホース、同ゴム管、同塩化ビニルホースを用いて接続することを廃し、両端に迅速継手の付いた燃焼器用ホースを用いて接続することとする等の改正)
 (29・4・1施行。ただし、既存のものは5年間の猶予期間等あり)

29. 7. 5 経済産業省商務情報政策局・商務流通保安グループの再編及び産業保安グループの創設に伴い、産業保安関係課(ガス安全室等)は産業保安グループに移行。

55

平成時代

29. 7. 9

宗像・沖ノ島と関連遺産が世界遺産に登録

29. 8. 31 経済産業省産業保安グループは、食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止のため、関係省庁及び関係業界に対し、所要の対応を要請。

29. 12. 22 経済産業省産業保安グループは、住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止のため、国土交通省及び液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。

29 事故件数
185

56

関連記事の「高圧ガス」誌 掲載ページ一覧

- (* 1) 「高圧ガス」2017. 6月号 45～46ページ
- (* 2) 「高圧ガス」2017. 7月号 47～48ページ
- (* 3) 「高圧ガス」2017. 8月号 52～54ページ
- (* 4) 「高圧ガス」2017. 9月号 38～40ページ
- (* 5) 「高圧ガス」2017. 10月号 65～68ページ
- (* 6) 「高圧ガス」2017. 11月号 60～62ページ
- (* 7) 「高圧ガス」2017. 12月号 53～54ページ
- (* 8) 「高圧ガス」2018. 1月号 58～61ページ
- (* 9) 「高圧ガス」2018. 2月号 47～49ページ
- (* 10) 「高圧ガス」2018. 3月号 44～47ページ

57

関連記事の「高圧ガス」誌 掲載ページ一覧

- (* 11) 「高圧ガス」2018. 4月号 38～43ページ
- (* 12) 「高圧ガス」2018. 5月号 41～45ページ
- (* 13) 「高圧ガス」2018. 6月号 61～65ページ
- (* 14) 「高圧ガス」2018. 7月号 44～49ページ
- (* 15) 「高圧ガス」2018. 8月号 55～60ページ
- (* 16) 「高圧ガス」2018. 9月号 46～50ページ
- (* 17) 「高圧ガス」2018. 10月号 42～47ページ

参考文献(主なもの)

1. 高圧ガス取締法の解説(昭和27年2月5日通商産業省通商化学局編著、(有)一橋書房発行)
2. 高圧ガス取締法30年史(昭和56年12月6日高圧ガス保安協会発行)
3. 高圧ガス保安協会30年史(平成5年12月20日高圧ガス保安協会発行)
4. 高圧ガス協会誌(各巻)
5. 高圧ガス誌(各巻)
6. 高圧ガス・火薬類取締月報(各巻)
7. 平成29年度液化石油ガス関係事故年報(平成30年3月経済産業省 産業保安グループ発行)
8. 液化石油ガス研究所 研究成果集～設立20周年記念～(平成7年11月1日高圧ガス保安協会液化石油ガス研究所発行)

■ あとがき

本文でも述べたように、1967（昭和 42）年 12 月に液化石油ガス法が公布されたとき、筆者は当時の広島通商産業局（現：中国経済産業局）で高圧ガス・液化石油ガスの両法令の担当者となった。その後縁あって、1970（昭和 45）年に高圧ガス保安協会に移ったが、当然ながら協会では高圧ガス・液化石油ガスの両法令に関する業務を一貫して担当してきた。思い返せば、高圧ガス取締法から分離独立する形で公布された液化石油ガス法が、1968（昭和 43）年 3 月に施行されて以来ちょうど半世紀を経過したことになる。筆者自身これほど長く高圧ガス・液化石油ガスに関わることになるとは思わなかったが、ありふれたいい方であるが過ぎてみればあつという間である。

今回、高圧ガス誌に液化石油ガス法の歴史を紹介させていただく機会を得て、自分なりに経験したことを思い出しつつまとめてきたつもりである。しかし、当然のことながらとても全貌をご紹介し得たとはいいがたい。こ

のシリーズでご紹介してきたのは、前号でも述べたとおりあくまでも個人的な見方、感想に基づく筆者の所感の一端（管見）であることをご理解いただきたい。

筆者が LP ガスに出会ったのは、1957（昭和 32）年ごろ、広島県呉市の自宅台所に LP ガスボンベがやってきたときと記憶している。当時は台所の窓の外に 10 kg ボンベを置き、窓越しにゴムホースを差し入れてコンロにつないでいた。それまでは、どこも同じであろうが、竈にも、五右衛門風呂にも、市販の薪を使うほか、近隣から古くなった家を解体したときの廃材を譲り受け、それを切ったり割ったりして得た木切れ、近くの山からとってきた枯木の小枝やコクバ（松葉の枯れて落ちたものを当地ではそう呼んでいた）、古新聞などを燃料としていたので、その調達には苦労したものである。特に筆者の場合、五右衛門風呂の燃料を確保するため、土日に限らず、平日でも学校から帰って兄弟皆で山に入り、枯木の小枝を折り取ったり、コクバ掻きに精を出し、束ねて背に負い山道を転がりながら下りて帰ったものである。その五右衛

門風呂の燃料もやがて簡易な灯油ボイラーに取って代わられた。

今、燃料の調達に子どもたちが山に入ることなど遠い昔話となり、ガスや電気が家庭用燃料のほとんどを占め、安全に、簡易に快適な生活を保障してくれている。しかしながら、その陰には、このシリーズで述べてきたように、悲惨な事故による多くの犠牲者、諸先輩によるさまざまな試行錯誤を含む膨大な安全対策に係る血のにじむような努力があったことを忘れてはならないと思う。

液化石油ガス法の適正な運用、安全の確保のための諸対策が今後とも確実に行われるこ

とを願い、液化石油ガス法の歴史のまとめとしたい。本シリーズがいささかでもその手助けとなれば、筆者としてこの上ない幸せである。なお、この年譜の内容については、筆者の勘違いなどにより正確性を欠いている部分もあるかと思うので、その場合は皆様のご指摘をいただき、今後のためにも修正しておきたいと考えている。

おわりに、今回の液化石油ガス法の歴史について、原稿執筆の機会を与えていただいた協会に心から感謝いたします。

(完)

山川雅美 (やまかわ まさみ)



©MPC